別紙様式第13号（第100条第１項関係）（平14内府令16・平14内府令50・一部改正、平18内府令49・旧別紙様式第11号繰下・一部改正、平19内府令61・平20内府令79・平20内府令87・平22内府令10・平22内府令40・平23内府令６・平23内府令61・平29内府令６・令元内府令14・令２内府令75・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

第　期　事業報告書〔　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで〕

年　　月　　日提出

受理番号　　財務（支）局長（　）第　　号

商　　号

住　　所

代表者の役職名・氏名

事務担当者名

電話番号（　　）　　－

１．業務開始年月日

２．当期の業務概要

３．社員総会の決議事項の要旨

４．役員及び使用人の状況

役員			使用人	合計
常勤	非常勤	小計		
名	名	名	名	名

（記載上の注意）

１．「受理番号」は、業務開始届出書副本に記載された受理番号を記載すること。

２．法第４条第１項又は法第９条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

３．「業務開始年月日」は、特定資産の流動化に係る業務の開始年月日を記載すること。

４．「当期の業務概要」は、特定資産の流動化に係る業務の概要を記載すること。

５．「社員総会の決議事項の要旨」は、すべての決議事項の要旨を記載すること。

（第２面）

５．営業所の状況

区　　分	所　　在　　地	設置年月日	役員及び使用人	備　　考
主たる営業所				
計　　店			計　　名	

（記載上の注意）

１．「営業所」とは、特定資産の流動化に係る業務を営む者が一定の場所で当該業務の全般又は一部を継続して営む施設をいい、これを主たる営業所及び従たる営業所に区分すること。

⑴　主たる営業所とは、特定目的会社登記簿上の本店をいう。

⑵　従たる営業所とは、支店又は出張所その他の名称の如何を問わず、主たる営業所以外の営業所をいう。

２．「区分」は、主たる営業所及び従たる営業所をそれぞれ区分して記載すること。

３．「役員及び使用人」は、営業所における特定資産の流動化に係る業務に従事する者の数を記載すること。

（第３面）

６．資産対応証券及び借入れの状況

⑴　総括表　　（単位：千円）

資金調達の手段	発行・借入れ時期	償還期日弁済	配当率・利率	募集方法	当初調達額	うち個人投資家保有額	期末残額	うち個人投資家保有額	格付の内容
優先出資									
特定社債									
新優先出資引受権付特定社債									
転換特定社債									
特定短期社債									
特定約束手形									

特定借入れ									
借 入 れ									
合　　計									

（記載上の注意）

１．本表は、当期末現在で残存する証券、借入れについて、各発行ごと、借入れごとに記載すること（内容の異なる数種類の優先出資を発行している場合には、各発行ごとに、発行した種類の優先出資ごとに記載すること。）。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、この書面の次に添付すること（なお、この場合には、様式の記載内容に加えて、各証券、各借入れごとの当初調達額及び期末残高の小計を記載すること。）。

２．「発行・借入れ時期」は、○年○月と記載すること。

３．「募集方法」は、公募（金融商品取引法第２条第３項第１号又は第２号）、プロ私募（同号イ）又は少人数私募（同号ロ）のいずれかを記載すること。

４．「格付の内容」は、格付を取得している場合、当期末現在の格付及び当該格付を行った格付機関名を記載すること。

⑵　新優先出資引受権付特定社債の状況　　（単位：千円）

名称等	発行時期	期初残高	新規発行額	新優先出資引受額	期末残高

（記載上の注意）

本表は、発行条件ごとに分けて記載すること。

⑶　転換特定社債の状況　　（単位：千円）

名称等	発行時期	期初残高	新規発行額	転 換 額	期末残高

（記載上の注意）

本表は、発行条件ごとに分けて記載すること。

⑷　特定短期社債の状況　　（単位：千円）

名称等	発行時期	期初残高	新規発行残高	期末残高

（記載上の注意）

本表は、発行条件ごとに分けて記載すること。